提案書

調査テーマ：有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

２０２２年　　月　　日

上記の件について貴機構の調査事業を受託したく、下記の代表者名にて提案させて頂きます。

提案者名　　○○○○○株式会社（幹事法人）

*■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト( https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ )などを用い記載してください。（13桁）*

*※共同提案の幹事法人の場合は（幹事法人）と記載(注１）*

　　法人番号　　○○○○○○○○○○○○○

　　代表者名　　代表取締役社長　○○　○○

*（****代表者事項証明書に記載された役職名及び氏名を記入****）*

　　所 在 地　　○○県△△市・・・・・・・・（郵便番号○○○－○○○○）

***※斜体文字は提出時に削除してください。***

実施責任者及び連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 実施責任者*（注２）*  (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏 名：  所 属：  役 職： | ＜連絡先＞  　所在地：（郵便番号、住所）  　TEL ：  　FAX ：  　E-mail： |
| 連絡担当者*（注３）*  (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏 名：  所 属：  役 職： | ＜連絡先＞  所在地：（郵便番号、住所）  TEL ：  FAX ：  　E-mail： |

*注1）共同提案の場合、本頁を提案者毎に作成し、幹事法人を最前にしてひとつのファイルとしてください。*

*注2）実施責任者とは、本提案書について組織的に責任を担うことができる者（提案部署における所属長*

*以上が望ましい）。*

*注3）連絡担当者とは、本提案書について一元的対応が可能であるとともに、提案書に係る当機構からの*

*照会等への日常的窓口を担う者。*

１．調査テーマ

|  |
| --- |
| 有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査 |

２．対象技術について

|  |
| --- |
| 要件となる「日本発の低炭素・脱炭素技術であること」、「承認済JCM方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を示した上で、対象技術についてご説明ください。 |

３．前提条件の設定について

|  |
| --- |
| 新規方法論開発の前提条件として設定頂く実証プロジェクト（実サイト・仮想サイトともに可）について、対象国等の概要について記載してください。 |

1. 新規方法論開発の課題について

|  |
| --- |
| 対象技術における新規方法論の開発における課題とその解決方針について記載してください。 |

５．調査実績

|  |
| --- |
| *本調査に関連する実績をできるだけ詳しく説明してください（ただし、４．で記載した内容は除く）。*  *その際、貴社の強みや、今回の提案が本調査の目的を達成するのに適していることを、貴社の強みと共に説明してください。*  *また、貴社がこれまで関係したJCM方法論を列記してください。* |

６．調査計画

*当該調査を進めるためには、仕様書における調査項目をどのように細分し、どのような手順で行うのか、また、どの程度の経費が必要となるかを一覧表にまとめてください。なお、参考のため、矢印の上には投入する予算額を、矢印の下の（　）内には投入する研究員の人数を記入してください。*

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | ２０２２年度 | | | | | | | | 合計 |
| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1.＜調査項目1＞  1-1.○○○○  1-2.○○○○ | 0,000  （人） |  |  | 0,000  （人） |  |  |  |  | 0,000  （人） |
| 2.＜調査項目2＞  2-1.○○○○  2-2.○○○○ |  |  |  |  |  |  |  |  | 0,000  （人） |
| 3.＜調査項目3＞ |  |  |  |  |  |  |  |  | 0,000  （人） |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  | 0,000  （人） |

*備考）消費税及び地方消費税については、調査項目ごとに内税で計上してください。日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額が存在する場合にも調査項目ごとに含めて計上してください。*

７．調査体制

***当該調査を受託したときの実施体制図及び業務実施者の業務に関する実績（本業務を実施できることを示すものを中心に）について示してください。共同提案の場合や再委託を行う場合は、まとめて示してください。***

(1) 調査体制図

NEDO

委託

○○○○㈱

【業務実施者①】*※3*

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

【業務管理者】*※1*

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【実施責任者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

○○○

【経理管理者】*※2*

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【業務実施者②】*※3*

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

*※1　業務管理者とは、本業務を遂行する責任を担うことができる者。委託業務の遂行を管理し、登録研究員の従事日誌等を行う。*

*※2　経理責任者とは、ＮＥＤＯ委託費の使い方を管理する責任を担うことができる者。経費派生調書の記載、発生経費にかかる証拠書類の整理等を行う。*

*※3　業務実施者とは、各調査業務の実施者*

(2) 業務管理者及び実施者の調査に関する実績について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務管理者 | | 調査に関する実績 | |
| ○○ ○○（氏名） | |  | |
| 業務実施者 | | | 調査に関する実績 |
| ① | ○○ ○○（氏名） | |  |
| ② | ○○ ○○（氏名） | |  |

提案者が企業の場合は、以下の表に必要事項を記載してください。大企業、中小・ベンチャー企業の種別は以下の（参考）の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができ、設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。

　【体制一覧】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名称 | 従業員数  （人） | 資本金  （億円） | 課税所得年平均額15億円以下※１ | 大･中小・ベンチャー企業の種別 | 会計監査人名 |
| 株式会社A |  |  |  |  |  |
| 有限会社B |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ***従業員数、資本金は応募時点を***  ***基準としてください。*** |  |

※１直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額。該当する場合「○」を記載

（参考）中堅・中小・ベンチャー企業の定義

＊中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注1）、または、直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種  ※1 | 資本金基準 | 従業員基準 |
| ※2 | ※3 |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
|
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

２．１．のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の3％以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注1）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の所有に属している企業

・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている企業。

（注2）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（注3）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（参考）会計監査人の定義

　　　　　式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等

設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

８．２０２２年度の必要概算経費

**上記の調査に必要な経費の概算額を調査委託費積算基準**

**（**<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2022_3yakkan_chousa.html>**）に定める経費項目に従って、記載してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 積算内訳 |
| Ⅰ．労務費  　１．研究員費  　２．補助員費 |  |
| Ⅱ．その他経費  １．消耗品費  　２．旅費  　３．外注費  　４．諸経費 |  |
| 小　計　Ａ（＝Ⅰ＋Ⅱ） |  |
| Ⅲ．間接経費（＝Ａ×比率）（注1） |  |
| 合　計　Ｂ（＝Ａ＋Ⅲ）（注2） |  |
| 消費税及び地方消費税Ｃ（＝Ｂ×10％）（注3） | （注：円単位） |
| 総　計 | （注：円単位） |

注）1．間接経費は中小企業等は20％、大学・国立研究開発法人等は30％、その他は10％、とし、Ⅰ～Ⅱの経費総額に対して算定してください。

2．合計は、Ⅰ～Ⅲの各項目の消費税を除いた額で算定し、その総額を記載してください。

　　3．提案者が免税業者※の場合は、積算内訳欄に単価×数量×1.1で記載し、消費税及び地方消費税Ｃ欄には記載しないでください。

※例えば、設立2年未満の団体、又は前々年度の課税売上高が1千万円以下の場合は、消費税及び地方税の非課税事業者として取り扱われます。

９．契約書に関する合意

|  |
| --- |
| ＮＥＤＯから提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。共同提案の場合は、全提案者分を記載してください。  （記載例）  　○○株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇は本委託事業の契約に際して、ＮＥＤＯから提示された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、ＮＥＤＯが提示する委託業務事務処理マニュアルに基づいて行います。  *共同提案の場合は、*  *『「○○株式会社　代表取締役　○○　○○（代表者氏名）」、「株式会社○○　代表取締役社長　○○　○○（代表者氏名）」及び「○株式会社　　代表取締役　○○　○○」は、』として、共同提案者全ての代表者からの合意を得てください。* |

１０．調査を受託するに当たっての要望事項

|  |
| --- |
| *本調査を受託するに当たっての要望事項があれば記入してください。* |